

第3回三条市学校適正規模検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成27年7月22日(水)午前9時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 大会議室
- 3 出席者 雲尾周委員長、小林修委員長職務代理委員、木宮隆委員、小林斉子委員、熊倉直信委員、吉田久一郎委員、倉重幸市委員、白鳥賢委員、吉田広幸委員、原田大助委員、山井修委員、高橋絵美委員、佐藤操委員、飯田満委員、竹内行一委員、大原貞雄委員、高橋誠一郎委員、吉田一弥委員、石崎順一委員、安藤正之委員
- 4 説明のための出席者
長谷川教育長、久住教育部長、笹川教育総務課長、樋山小中一貫教育推進課長、吉川教育センター長、大橋教育総務課長補佐、大谷教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 21人
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 教育長あいさつ
 - (3) 議事
ア 三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)について
 - (4) 次回検討委員会の日程について
 - (5) 閉会
- 7 審議の経過及び結果
 - (3) 議事

(小林修委員)

説明の前にちょっとよろしいですか。先ほど、教育長の方から3回目の会議というお話ですが、いつも一個ずつ事務局からの説明が縷々あってなかなか意見の時間がなかったり、前回話が煮詰まっていない段階で終わったような気がするんですが、今回議事録を紙でいただいていますので、この説明をする前にちょっと確認といいますか、こういう委員会とか協議会って必ず、前回もこんな話でしたね、というのがあってはないかと思うのですが、また新たに説明となると時間を食うと思うので、前回は、ここまで話が行ったんだという会議録の説明等少ししていただいた後で話に入られるとよろしいと思っているのですが、いかがでしょうか。

(雲尾委員長)

会議録の説明といいますか、前回との変更点を含めてのご説明でもあるかと思うんですが、それを含めて確認をとりたいと思うんですが、それでよろしいですか。

(小林斉子委員)

今、課長が説明に入ろうとした時点で今ストップがかかったんですが、この前は骨子案、今回は基本方針案ということでこの前の議事録を見ても皆さんお分かりのように、骨子案の部分で修正をしてください、ということで恐らく修正をなさったものが今回の基本方針案として出てきた部分だと。そのことを今ご説明を申し上げられるということの中で、それを聞いて確認してから、今のお話し合いで私はよろしいと思います。そうでないと、あれを言った、これを言ったと誤解を生むことは分かっている訳ですし、修正の部分はきちんと申し上げて、その部分を修正してお示しになるんだと思いますので、それを聞いてからの発言だというふうに私は思います。

(雲尾委員長)

小林修委員の趣旨は十分にわかりますので変更点を中心に簡略に説明していただくということでよろしくお願いいたします。

(小林修委員)

先ほど教育長が皆さんの意見を案として盛り込んだものが、これから言うというお話だったのですが、事前に送ってもらったものではなかなかそこまで読み取ることができなかったもので話をさせていただきました。ぜひ、分かるような説明をしてください。

ア 三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）について

笹川教育総務課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今の件につきまして、ご意見を伺いたいと思いますが、前回の委員会におきましては、1から4の「学校適正配置の基本的な考え方」までの骨子案について概ね了承をいただきました。ただ、この内容につきまして、修正の必要があるというご意見がございましたのでそれらを基に修正されております。まず、5ページの上から3分の1くらいまでのところですね。1から4までの部分につきまして字句の変更がございましたので、これらにつきまして了承していただけるかどうか確認したいと思います。

(石崎順一委員)

今の事務局の説明で、前回開かれた会議の内容をいろんな方々の意見で修正されたと、今、委員長申されましたけれども、とても修正されたとは思えません。もう一度、説明していただきたいと思います。というのは、今日テーブルに1枚の資料がございました。この件についての説明が一切ございませんでした。これについてご説明いただけますでしょうか。

(雲尾委員長)

机上配布資料についての説明が先に欲しいということですか。いかがでしょうか。

(笹川教育総務課長)

6月29日に御三名の方の連名で骨子案についてということで、ご意見等がなされたものにつきましては、今回5ページの5以降のところについてのご意見ということでございますので、この後、5の方に話題が移りましてからご説明をさせていただきたいと考えているところでございます。

(石崎順一委員)

もう一点申し上げます。今回の資料に関しまして、訂正箇所も何箇所かございました。全く訂正されない箇所もございました。更に言うならば新たに書き加えたものも出てまいりました。これが気になるところですが、なぜ書き加えたのかという説明をどこかでいただきたいと思っておりますので、後ほどでもよろしいですが、お願いします。

(雲尾委員長)

そのほかご意見等ございますでしょうか。1から4の部分につきましてではございますけれども。

(小林修委員)

1から4に入る前に、この基本方針策定の趣旨ですが、一番最後のところの文章の中でいくつか気になるところを、今、石崎委員がおっしゃられたのもご意見をもらいながら策定しましたということのご意見が、ご意見じゃなくて事務局案で出ているんじゃないかと思うんですが、例えばその上のところ、「代表者などからなる」の「など」とは私たち学校関係者を含むのでしょうか。それとも事務局も含めての「など」なのでしょうか。その「代表者などからなる」、例えば「など」というのはどういう方が入っているのか、教えてくれればありがたいのですが。

(雲尾委員長)

1ページの本文の下から2行目のところですかね。「学識経験者、地域及び保護者の代表者などからなる」、この部分ですね。

(笹川教育総務課長)

こちらにつきましては、「学識経験者、地域及び保護者の代表者など」というところには教職員も含まれるということで私どもは考えております。

(小林修委員)

言いたかったのは、事務局も入るのかという質問であります。事務局も意見を入れたりできるのかという質問をさせていただきました。

(笹川教育総務課長)

事務局は、基本方針を策定する側でございますので、そちらの「など」には入っておりません。

(小林修委員)

事務局は、勝手に文章や方向を盛り込んだりしないで、骨子案を示す時には、まだこの委員会でも何も決まっていなかったのもので事務局側から骨子案を示していただきましたが、それ以後は委員の意見を聞いて盛り込んだということによろしいですね。

(笹川教育総務課長)

おっしゃるとおりでございます。

(小林修委員)

ぜひ、そうして欲しいと思います。

(石崎順一委員)

その下の一番最後の「「三条市学校適正規模検討委員会」等」、というこの「等」が入ってまいりました。もう一つ言うならば、「ご意見を伺いながら策定しました。」とございます。最初の「等」は何を意味するのかということをお聞きしたいわけですが、この適正規模検討委員会のほかにもまだあるということでしょうか。これから予定されるということでしょうか。

(笹川教育総務課長)

最初の会議の時にもご説明させていただいたかと思いますが、検討委員会でこちらの骨子案を策定させていただきます。その後の予定といたしましては、パブリックコメントをかけまして、全市民の方々からご意見を聴取するというような機会もございますので、そちらの方を捉えて「等」ということで作らせていただいているものでございます。

(石崎順一委員)

もう一点、最後の「策定しました。」というふうに書かれましたけれども、策定はまだしてませんので、これからするものに対して意見をまとめる中で、最初からこれを出されても困るような気がします。最終的にこれはできあがりの文章としてお考えでしょうか。

(笹川教育総務課長)

こちらの文章につきましては、できあがりの文章ということで考えて作成させていただいているところでございます。

(石崎順一委員)

続いてもう一点よろしいでしょうか。その上の段になります。「そこで、三条市教育委員会では、」云々とあり、最後の締め言葉として「検討していきます。」というふうな文章になっております。このことに対して、今回いろいろ考えていく上で三条市教育委員会が検討していく、ではないですね。この検討委員会が検討したことを教育委員会が事務局となって基本方針を策定していく、ということかと思っていたんですが、この文章が入ってくると、これってどういうことなんだろうかという誤解を招くような形に考えられるんですが、

いかがでしょうか。

(笹川教育総務課長)

今回の案について、委員の皆様方からご意見を伺いながら、基本方針を策定をさせていただくということでございます。それはご理解いただいていると思いますが、この委員会で大まかにまとめていただいたものについて教育委員会で承認をいただくという手続きに入っていくということだと思います。私どもといたしましては皆さんからご意見をいただいて基本方針案という形でまとめあげたものについては、尊重させていただきたいと考えているところでございます。

(久住教育部長)

補足させていただきたいと思います。最初の課長の説明でもありましたが、基本方針を策定するだけではなく、その策定したものを今後、教育委員会はどのようにいくんだというところでそこを明確にするために、その適正規模に向けて検討をしていくということをここで記述させていただいたというものでございます。

(竹内行一委員)

第1回の時に「学校適正規模検討委員会の運営について」の資料には、その中で検討委員会の所掌事項が載っているんですけども、いろいろ書いてありまして、検討委員会の諮問事項として学校適正規模・適正配置に関する基本方針案についてと書いてあります。つまり、この学校適正規模・適正配置に関する基本方針というのは検討委員会に諮問されるとのことで、この諮問されたということは検討委員会でこの案について教育委員会に答申するという形になるのではないかと、という気がするんです。ただ、この趣旨ということでございますと、この適正規模検討委員会は単なる意見を申し上げるだけの会だったのでしょうか。その辺をはっきりさせていただきたいと思います。

(久住教育部長)

私どもの案について、こういうことでもいいな、こういう方針で皆が進んだらいいなというご意見をいただいて、修正するところは修正しながら作り上げていったものを私たちに答申をいただくということですので、同じ意味だというふうに考えております。

(雲尾委員長)

基本方針を答申するわけではなくて、基本方針案を答申して、それを5人の教育委員からなる教育委員会が基本方針として出すという形式をとるということになる。この委員会が出すのは案で、その案を基にして教育委員会が決定するという手順で説明されています。

(竹内行一委員)

ではそうしますとこの文面もはっきりと学校適正規模検討委員会の答申を受けて、と書かないとだめなんではないですか。

(雲尾委員長)

一番最後の行のことですかね。

(久住教育部長)

「ご意見を伺いながら策定しました。」という文章で載せさせていただいたのですが、いかがでしょうか。

(小林修委員)

自治会の代表の皆さんですか、保護者代表、PTAの皆さんで構成する委員会が、意見を言って教育委員会に諮問するという、案として上がるということで、そこは分かるんですが、きっと多くの皆さんが、委員長が今さらっと教育委員会がそれを、と言われたけど、教育委員会というのは、5人の委員からなる委員の皆さんが決めるのが委員会で、今ここに集まっている多くの皆さんは、事務局のことを教育委員会だと思っている人が多くて、例えば第2回の委員会の会議録で配られている7ページの石崎委員は、事務局と呼んでいます、その下に載っている意見の方は「教育委員会の骨子案によると」と、7ページを見ると、委員の中でも、皆さんを教育委員会だと思っている方がいます。なのでわかりやすく、この委員会の位置づけというか、PTAの方もおられるので、例えば教科書採択する時に、教科書を採択する決定権は教育委員会の皆さんですけれども、その下の協議会になって、協議会では自由闊達な意見が言えて私はPTAの代表の方もどなたも私がこの位置で司会をやっているれば、このような意見を白鳥さんが言っているが、それに対して自分はこの教科書はいいんじゃないかという意見を述べたりする、その会がこの委員会で、それをとりまとめて案として委員会に出すというのが、5人の委員からなる教育委員会というところに行くと、その皆さんが考えるための案をここで述べているんですよ、ということなんですよ。なので私たちは教育委員会に出すための、意見を自由闊達に述べてくださいと言っていることだと思うんですが違いますでしょうか。なかなか、三条小学校関係者だけがしゃべって、後はただ黙って何を言っているんだと言ったら、前回、聖母保育園の保護者である高橋さんが適規模検討委員会ということでここに来たんですけど、統廃合の委員会なんですか、こんなことを決めるんですかということと言われてなんかどきどきされていましたが、私たちは自由に意見を言っているいい立場で、それを取りまとめて、意見を集約していただいて、教育委員会に出してもらおう場なんだということじゃないかと思うんですが、その点を確認してもらおうとありがたいんですが。そうでないと、皆さん何を言っているのか、教育委員会という言葉がどこなのか良く分かっていないで聞いているような気がしてならないんですが、そこから整理していただくと前回、白鳥さんが、何をお話しているのかというような顔でずっと見ていられたのが気になってしょうがなかった。皆が自由に意見が言えていい委員会だと思っておりますが、どうでしょうか。

(久住教育部長)

まず、教育委員会と教育委員会事務局ということなんですけれども、私たち教育委員会の事務局の人間というのは、教育委員会の一員、その教育委員の事務をつかさどる人間だというふうに考えていただいて、当然、私たちが教育委員会として最初の時の、骨子案を出した時も、この案を出した時も、私たちは事務局ですので事務局がまず案を作って、教育委員会の方にこういう骨子案で行かせていただくと、先ほど言われたような協議会を非公開ですけれども開かせていただいて、そこで議論をして、それでこういう骨子案で皆さん方に意見を聞くことにしましょう。ということで、現在皆さんからこういうふうな形で意見を聞いて、意見が取りまとまった段階で先ほど雲尾委員長がご説明しました、また小林委員も言われました、教育委員会に諮り決定していく、ということになります。ですから教育委員会と教育委員会事務局はまったく離れたものではございません。

(小林修委員)

骨子案であったり、今日示された案は教育委員会の5人がこれでやってくれとあって、それで今まで入っていなかったような文言をこれから説明していただいた中に入っていたりして、ここに出た意見じゃないのが入っていても、それは教育委員の皆さんが協議会を開かれて、ここでこうしなさいというのが示されて、それを事務局の方で示していただいたんですね。

(久住教育部長)

例えば私どもが、皆さんに案として示した適正規模、12学級、9学級にしていきたい、またこれから実質的に議論していただきます「適正規模に向けての検討」を開始する基準はこういう基準で行きたい、というようなことをきちんと非公開の教育委員会協議会で話し合っ、皆さんのところにお出しをしております。

(石崎順一委員)

教育委員会の事務局は、骨子案を作るに当たって、事前に協議した中でこの委員会に提示をされた。そこまではいいと思うんです。私が確認しておきたいのは、例えば設置要綱に書いてございました、6月3日に各個々に委嘱状をいただいて、来年の3月31日まではこの基本方針を策定するのは検討委員会であり、教育委員会ではないという旨が書いてありました。これに基づけば、この委員会が開かれている間は、骨子案を幅広く考えていく中で、この検討委員会がまとめていくものだというふうに考えておりましたが、それでよろしいのでしょうか。というのは、何か混乱が生じるのは例えば設置要綱8条に掲げます、委員会の庶務、これをやるのが教育委員会の事務局が代行してやっているという形だと思うんです。つまり、今の段階での事務局は検討委員会の事務局なんだろうと考えておりますが、それでよろしいのでしょうか。

(久住教育部長)

検討委員会の開催通知を送ったりですとか、議事録を作成したりですとかそういう庶務は、私たち事務局が行うという役割になっております。

(石崎順一委員)

ということであれば、事務的なことはもちろんそうなんですが、問題にしたいのは内容に関するところが、なぜ事務局に徹しない方法で提示されたのかがどうしても理解ができないんです。これから検討されると言われましたけれども、いろんな物事をぶつけてくる、いろんな言葉を盛り込んでくる、ということ自体をなんでそこまで、検討委員会の事務局である方がなさるのがわからないんです。私がおかしいんでしょうか。

(久住教育部長)

骨子案にしろ、この案にしろ、こういう審議会というのは、私たちの方で案を出させていただいて皆さんからそれについてご意見をいただく。石崎委員が例えばここが違うご意見だということであれば、そのご意見をいただく。また別な委員がおっしゃりたいことがあれば、それでご意見をいただく会だというふうに考えております。

(石崎順一委員)

今、ご意見をいただく、という言葉がございました。いろんな方の意見を最終的にこのメンバーが、大きなところで合意したところが盛り込まれていくという意味ですよ。

(雲尾委員長)

石崎委員、具体的にどこを、ということはどうですか。総論でも進まないところでございますので、例えば竹内委員がおっしゃったその最後の行の部分なんです、「検討委員会」等でご意見を伺いながらのところを「検討委員会の答申を受けて策定しました。」と変えていただきたいというご意見がございましたので、そういったような形で具体的なものを確定して4までのところを進めて、5のところに入りたいと思っているんですけどもいかがでございましょうか。

(石崎順一委員)

基本方針策定の趣旨の4段目に「このことから、文部科学省は、平成27年1月に」云々とございます。この「手引」を策定し、クラス替えができない小規模校については、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要があるとしています。」この段なんですけれども、まず学校統合という言葉が出てきます。またここで、次の等しいの「等」ですね。ここを問題にしております。適正規模を考えるにおいて、文部科学省が出している手引書の中には、適正規模を考えるというのは学校統合だけではございません。例えば学区の見直し、あるいは大規模校の生徒数を減らす、小規模校の生徒数を増やす、学校選択制を部分的に導入、小規模特認制度等が述べられております。これらを総合して適正規

模を考えていくことが、大事なことだと私は考えておりますので、ここで学校統合だけを文字にしてほかの大事な等を文字にしないのはおかしいと思っています。例えばそういうことです。

(雲尾委員長)

4 段目、「等」ではなく例示をすべてあげて欲しい、という趣旨ですね。

(久住教育部長)

こちらにつきましては、文科省のこの手引の言葉をそのまま引用させていただきましたので、「等」になっております。「学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある」という文章から取らせていただいたところでございます。

(石崎順一委員)

今ほど、手引書の文言を引用されたと言われました。例えば、そういうことが少しおかしいのではないかと思うのです。一番最後の下段の中に、「文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考にし」とございます。あくまでも、参考であってそれをどう捉えるかはこの検討委員会が考えることであり、それに基づいた文言がこの趣旨に盛り込まれなければおかしいと思うんですが、いかがでしょうか。

(久住教育部長)

この段落は、あくまでも、私たちがどうしていきますという段落ではなくて、文科省はこう言っていますよ、ということ述べた段落ですのでそのままの言葉を引用させていただいたということでございます。

(石崎順一委員)

なぜそこを申し上げたかという、今回いただいた、これで決まりではないかと思われるものが、今回の資料の中にそのことが入っていないから申し上げました。それが入っていれば、ここでは申し上げるつもりはございませんでしたが、残念ながらそれが盛り込まれていませんので申し上げました。いかがでしょうか。

(雲尾委員長)

「それ」というのは、小規模特認校制度であるとか、学区割の変更であるとかいう趣旨の検討を、どこかで検討したものを入れて欲しいという趣旨ですか。

(石崎順一委員)

文部科学省の手引の中には、ただし書きではありますけれども、いろんな地域の事情を含めた形での大きな見方の中で決めていこうという内容であったと思うんです。それに対して、今回出された資料、先回も出ておりましたけれどもあまりにも偏りすぎの文言が多すぎる、という意味で今回のことを申し上げさせていただきました。

(原田大助委員)

今、石崎さんの言ったことを聞きまして、この趣旨は今までやってきた中で見ると、先ほど言ったようにデメリットばかりが並んでいるようだったんですが、石崎さんの言うようにいろんな方法があると思うんですね。そういった出された手引書には、そこも検討せず、と言うかこういうのもありますよ、学区を変えるとか、いろんな方法がありますよ、その中で最良なところを話し合っこの検討委員会でいろんな答えを出していくのが本当の趣旨ではないのかなと私は思っております。これを見ると本当に偏っている見方、また言葉等も何々等とかでいろんな方が見られる中でいろんな捉え方ができてしまうような感じなんで、もう少し、とにかく統廃合をしなければならないんだというような形のような言葉だけで何か、いやほかにもこういうこともありますよというようなことも、もう一つ盛り込んでもらわないと何かちょっとはっきりしてこないような感じがします。本当にちゃんとここで話し合ったのかというような方向、そういうことをまた出していただいた方がいいのではないかなと思います。

(雲尾委員長)

ご懸念の部分は、そうしますと5の内容に関連してくる部分でございますので、とりあえず4までの確定作業までのところの検討を行いまして、そこでご理解をいただいてから、それを踏まえて進めたいと思います。

(小林修委員)

それで結構なんですが、きっと皆さんが言っているのは、私が思うに三条市が決める適正規模検討委員会は、もう前回皆がお認めいただいているのか、7年前決まったように12学級以上とか言って決めていて、この時になると文科省がクラス替えできない小規模校というのは、文科省基準は6学級以下だからそう言っているんで、例えば栄中央小学校が出ていますが、栄中央小学校が該当するんだったらクラス替えができていたクラスもあるので、やはり今言われているような文部科学省では、手引書はもうクラス替えできない6学級以下の小規模校のことを言っているんだけど、三条市では12学級以下と言っている話の中でそれぞれ今出た話、学校選択制も含めて今いろいろ出た意見を載せてくれというのも、入れてもらってもいいのではないかと私は今聞いてて思いました。12学級以下のことを今やっているんで、そこを付け加えてください。

(雲尾委員長)

いくつかご指摘がございましたほかに提示された方法等につきまして、こちらの方で盛り込んでいないことについては、後日反映してまいりますので「5 適正規模の検討」の内容につきまして進めてまいります。

(飯田満委員)

今ほど、5の方へ進んでいくということだったんですが、1から4の関係で趣旨のところ

で小規模校のメリット、小中一貫教育の利点ということで文として一文でさっと流しているわけですが、私としては前回からずっと言い続けているんですが三条版の適正規模検討、その基本方針ということで言い続けているんですけども、この文だけで終わるわけにはいかないのではないか、1から4の中に、では具体的にその小規模校のメリットは何か、小中一貫教育であげてきた成果は何か、これらが3あたりでしょうか、きちんと入るべきではないかなと思います。いろんなことを検討する上で、比較検討というのが大事だと思います。良い点はこの面があつて課題がこうある、それらを比較する中で今の現状の小学校、中学校がどうなんだろう。そういう基本方針案になって欲しいな、という気持ちがありましたので1から4の中に具体的にもう少し、小規模校のメリットはこれだ、小中一貫教育の成果はこれだ、というのをきちんと入れて欲しいなと思います。

また、具体的な文言の中で3ページ、3番の「学級数が少ないことによる学校運営上の課題」という中で⑥なんですが「男女比の偏りが目立ちやすい」、以前の文章では「生じやすい」というところですね、文科省の方は「生じやすい」という言い方をしていたんですが、「目立ちやすい」と変わっているんですが、私は「男女比の偏りが生じやすい」というのは、なぜこの大きな課題となってくるのかというのは疑問がありました。これが更に「目立ちやすい」と変わったのは何なんだろう。男女比の偏りが目立って、これが課題だという気がいたしました。細かいところをお話しましたが、1点目の最初の方がむしろ重要と思いますので、小規模校のメリット、小中一貫教育の成果をぜひ文言として記述して欲しいなと思います。

(小林斉子委員)

関連です。今、飯田委員がおっしゃったように5番にすぐ行くのではなく、基本方針の策定の趣旨から最後まで皆さんから活発な議論が必要だと聞いておりました。と申しますのは、前回おっしゃった小中一貫校の話、それから小規模校の良さ等を委員の方々が議論、熱を込めておっしゃった経緯がございます。そこに盛り込んであるんですが、薄いと言われれば薄いというふうな判断がまた一度できるかもしれません。そういうようなものをここで趣旨として盛り込むことが可能だと思いますし、前回の骨子の趣旨の部分のを、それでも肉厚にされた経緯がございます。でも足りないとおっしゃるならば、それを埋める意見が出なかった事実もありますが、今ここに出された中でそれが薄いと言うならばここに盛り込むことは可能だと思いますので、ぜひとも意見を十分聞いていただいてこの趣旨を膨らませていただければというふうに思っております。それが終わってから、5に行くことではないか思います。

それから石崎委員がおっしゃった文科省の部分ですが、それを全部盛り込むことが良いのかどうかは、前段の飯田委員がおっしゃったこととは違う意味で議論の余地があるのではな

いかというふうに思います。小中一貫教育の部分については、三条市がこれからも取り組む、また推進していくということで全員の皆さんが共通認識された部分が薄いという印象は、私も受けました。が、後段の文科省の手引の部分をごここに入れるかと言えば、三条版と言われている部分についてそれがどうなのかなという疑問は残りますので、その辺は皆さんから聞いていただきたいというふうに思います。

(雲尾委員長)

1から4までの部分のいくつか、ご意見をいただいております。小規模校のメリット、小規模校は努力しているいろいろ行っていることですか、小中一貫教育の成果等につきましては、今ここで急に厚くすることもできませんので、それを検討するという方法もあるということでは承りましたので、5の「適正規模に向けての検討」の検討の方について進めてまいりたいと思います。それではこれにつきましては、申入書がこれに関連して、3名の委員の方々から出されていますので、順に説明をいただければと思うんですけども、順番にまずは原田委員からお願いできますか。

(原田大助委員)

前回、第2回の適正規模検討委員会の骨子案についてということで、議事録の最後の方で雲尾委員長が言われた、各委員の方々のこの文言をこうして欲しいということなどがございましたら6月30日までに事務局の方にお寄せください、ということでご言っておられました。私も6月29日までにまとめてですね、教育委員会に提出した次第でございます。第2回の中でいろいろ話をしてきて、この適正規模の中の事務局案の「統廃合の検討を開始する」の削除をお願いしますということで、適正規模の検討と統廃合の検討は次元が異なるのではないかなど。中の安全性などという話もいろいろ出てきましたけれども、あくまでも適正規模の検討ということですので、これもまたその中で統廃合の検討とは違うのではないかなどということでも出させていただきました。ほかにも、第2回の会議の中でもいろんな委員から統合を削除して欲しいというようなことが、議事録を読ませていただいた中でも出てきております。その中でも、読んで字のごとくなんですけども適正規模に満たない、2番「同じく 第二行目第三行目も、1と同じ理由で削除をお願いします。」と。「適正規模に満たない学校については、」に続いて「保護者や地域住民の意見を十分に聞き、検討をしていく。」にさせていただきたいです。また、最後の「中学校区を一つの単位として」の削除をお願いします、次の文をお願いします。「適正規模に満たない学校については、保護者や地域住民の意見を十分に聞き、最善の選択につなげていく。」理由は、文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の最後の部分に、『保護者や地域住民と共に課題を精緻に分析し、その結果の共有を行った上で、それぞれの地域で子どもたちを健やかに育ていくための「最善の選択」につなげていただきたいと考えております。』と書かれています。手

引書には、そのほかの部分にも保護者の声を重視することや地域住民の十分な理解や協力を得るなどが求められています。」と。あと3番目として「同じく【統廃合の検討を開始する基準】の「ア 校舎の安全性の確保」の全文の削除をお願いします。理由は、校舎の安全性は、適正規模・適正配置の範囲ではなく、三条市の行政として改めて対応すべき問題とします。」4番「5 Pの校舎の安全性の確保（耐震診断結果）の資料は削除をお願いします。理由は、今までの説明資料と異なります。」と。以上であります。

(石崎順一委員)

今、原田委員がおっしゃったとおりのことで話し合いをしまして、文面を作って6月29日に提出させていただきました。これについて、もし説明を求められれば説明したいと思うんですが、このとおりでございます。

(吉田久一郎委員)

この5ページでございますが、中地区で自治会をしておりますが、この問題が起きましてから三条小学校は危ないんじゃないかと言われるようなお話が大分来ておまして、今日も見ますとこの一番最後のところでございますが、どの学校も皆書いてないんですけども、三条小学校だけ構造上のことが書いてありますと、我々の町内では老人が多いものですからそんなことを考えますと、もう三条小学校がなくなるんじゃないかというような感じを得ております。この三条小学校の校門付近に避難所という立て看板が出ているんですけども、この間の防災訓練の時にも私たちは、訓練をするんですけども、ここ危ないんじゃないかと言われるような老人の方が随分いらっしゃるんです。これに関係していないかもしれませんが、こういうふうに書かれますとますます公表されたというような感じを受けますので、ぜひこれを行政の方に説明していただきたいと、この際でございますので、お願いしたいと思います。

(雲尾委員長)

吉田委員、今の原田委員、石崎委員の説明についての補足説明といたしますか、申入書の4番の耐震診断結果の削除は、削除として要望はするけれども、内容の説明をして欲しいという趣旨でしょうか。

(吉田久一郎委員)

そうです。

(雲尾委員長)

では申入書につきましての回答を事務局からお願いいたします。

(笹川教育総務課長)

それでは、私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。まず、要望いただきましたことに関して申し上げます。

1番と2番について、まとめて回答させていただきたいと思います。まず、適正規模に向けての検討の手法につきましては、既存の中学校区を越えての学区の再編成、もしくは既存の中学校区内の小学校の統廃合しかないと考えております。そこで、教育委員会といたしましては、学区の再編成は行わず、文章にもあるとおり、当面既存の中学校区を一つの単位として検討したいと考えているところから、明確に分かりやすくするため、統廃合とさせていただきますので削除は考えていないところでございます。

また、文部科学省の手引の最後の部分の引用部分を捉えて、「適正規模に満たない学校については、保護者・地域住民の意見を十分に聞き、最善の選択につなげていく」が良いというご意見でございますが、まず、文部科学省の手引の最後の引用部分はまさにこの検討委員会での検討と捉えているところでございます。今ほどの考えを述べさせていただきましたけれども、適正規模に満たない小学校の、小学校の適正規模に向けての検討の最善の選択につきましては、三条市全体として既存の中学校区を越えての学区の再編成を行わず、既存の中学校区内の小学校の統廃合をしていくことが最善の選択であると考えているところでございます。

次に、3と4についての回答でございます。検討を開始する基準といたしましては、子どもの教育環境をより良いものにするという観点から考えなければならないと思っております。教育環境をより良いものにするには、単に児童数の問題だけではなく、校舎の整備の問題も当然考える必要があると思っていることから、校舎の安全性の確保を盛り込むことは、統廃合と関係がないことは決してないと考えているところでございます。

また、校舎の安全性の確保の説明書きにつきましても、安全性の確保とは何かを明確にするため、必要であると考え、その根拠となる資料についても、必要であると考え提出をさせていただいているところでございます。

耐震の関係の結果でございますが、これは二次診断の結果を受けてのことでございますので、こちらの方は包み隠さず提示をさせていただいたことでございますのでよろしくお願いいたします。

(雲尾委員長)

では、「5 適正規模に向けての検討」に関わるところでございますが、いくつか論点があると思しますので順に進めて参りたいと思います。まず、現在実施している5Pの真ん中のところ「現在実施している各中学校区での小中一貫教育の更なる推進及び「三条版コミュニティ・スクール（仮称）」の創設を図るため、当面、既存の中学校区を一つの単位として、適正規模に満たない小学校について、以下の基準により統廃合の検討を開始します。」ということにつきまして、申し入れとその説明があったところでございます。この部分につきまして、御意見等ございますでしょうか。

(白鳥賢委員)

4から5について、それから今申入書を見させていただきまして、今までの会議での議論を聞いて思うのは、まず、適正規模を決めるという、さっき原田委員がおっしゃったように、統廃合をするということは関連はしているけど次元は違うと思いますし、5の統廃合の検討を開始する基準を見ても、例えば今まで先生方の委員から話を聞いても、著しく小規模な状況が継続しても、教育にそう支障はないという話が出ていますし、保護者地域からの要望はないと。その他教育委員会が必要と認めるかは分かりませんが、そうすると1の校舎の安全性が確保できるかどうかだけが統廃合するかどうかの基準のような気がしてなりません。またその、今申入書に対する説明があったように、当面既存の中学校区を一つの単位として、と仮定しているだけで、じゃあそこを変えれば適正規模はまた別の次元で協議されていくということなのか、じゃあその仮定がなぜ最初からされているのかという話もあるので、私は仕事上結論を急ぐタイプで申し訳ないんですが、統廃合を三条市は当面しないんだと、例えばですね、人数が少なくなっても教育に支障がない教育体制を先生と保護者が協力して取っていくんだということをまず決めてしまえばいいんじゃないかなと。その上で、安全性が、例えば三条小学校の安全性が問題があるから、それはまた別の次元でどうしていくかというのを、別の委員会かどうか分かりませんが、考えていけばいいのではないかと思ったりして、先ほど石崎委員が文科省の資料にこんな手段があるよというようなことが示されているわけで、それはそれで、それは適正規模を検討した、決まった後、それに合わせるためにどういう方策があるというのもいっぱいあるというお話なので、適正規模を決めるということと、統廃合を同時に進めていくということをやっていくと、先ほど小林委員がおっしゃったように、論点がどこにあるのか分からないので、話は戻りますが、統廃合をするのかしないのか、子どもが少なくなると教育に支障が出るのか出ないのか、その辺がはっきりすれば、結構細かい文言とか専門的なことは分かりませんが、割とすんなり議論が進むのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

(小林修委員)

賛成

(雲尾委員長)

5番に戻りますが、最初の4行のところで言いますと、白鳥委員としてはこの「既存の中学校区の単位として」という前提がまず必要かどうかという御意見があったかと思うんですが、ほかにはいかがでしょうか。

(小林斉子委員)

今白鳥委員のおっしゃった、学区編成の話です。中学校区を一つの単位としてではなくという御発言がありましたが、学区編成も視野に入れてというお話でございませうか。今小中一

貫校を推進して、これからもっと推進しようという中で、学区再編成というのは考えられま
すでしょうか。

(白鳥賢委員)

考えられると思います。

(小林斉子委員)

そうじゃないでしょう。

(雲尾委員長)

小林委員としては、中学校区の再編成は行わない方がいいという意見でしょうか。

(小林斉子委員)

そうです。

(吉田久一郎委員)

この際ですから、学区編成の話をして良いと思います。というのは、私たち中地区でい
ますけども、ちょっと誤解を招くかもしれませんけども、河川敷で三条小学校学区はあれだ
け五十嵐川沿線の方が100軒近くなくなったんです。あれも一つの小規模になってる原因か
と思われますけどもね。今日、そういうのがあってもいいんじゃないかと私は思います。

(雲尾委員長)

そのほかいかがでございましょうか。

(高橋誠一郎委員)

大きく3点お話をさせていただきます。

1点目ですが、前回統廃合に向けてとか、校舎の安全性について少し話をさせていただきました
ましたが、ここに意見書等が出ているとおおり、例えば、前回お話させていただいたんですが、
安全性について別のところでしっかり協議されるということであれば、それは当然それであ
ってしかるべきなので、この場で検討する必要はないと私は思います。ただ、統廃合という
問題が絡んできたときには、どうしても事務局は安全性を考えるだろうし、実際に地域の方
々も安全性は考えざるを得なくなってくることも現実なので、その辺は少し絡んでいかない
といけないのかなと思います。ただ、安全性をこの会議の中からは外して、別のところでし
っかり考えていくんだということについては、まったく反対するものではありません。

2つ目ですが、私もいろいろ考えて前回悩みながら話させていただいた経緯もあるんです
けれども、適正規模に向けての検討ということで、もう少しフラットにこの会議の趣旨を考
えたときには、先ほど石崎さんもおっしゃったんですけれども、統廃合は確かに一つの適正
規模に向けた一つ的手段であると。学区再編成もその手段であると。で、学校選択制も一つ
の手段であると。どの選択が現実的なものなのかは、分からないんですけれども、その3つ
をきちんと並列されて検討委員会ではこういう方向を考えたという形でフラットにしておく

という一つの方法もあるのかなという気がしております。ただし、統廃合というものと学区再編成というものと学校選択制というもの、まあ悪い方法もあるかもしれないんですけども、それらの考えられる方法が適正規模検討委員会においては考えられましたと。で、統廃合をするときにはこういうことを考えていかなければなりません、学区再編成をするのであればこういうリスクやメリットがあります、選択制はこういうふうな見通しになることが予想されますとか、そういったものを少し煮詰めて、そのいくつかを、適正規模に向けた適正規模化の在り方についてを出して示していこうというふうな方向も一つなのかもしれないなあと考えています。

最後なんです、私、森町小学校なんです、平成26年度に旧荒沢小学校と旧森町小学校が統合して新生森町小学校になっています。今地域の皆様と一生懸命また新たな歴史を作るためにいろんな形で地域での取組もまさに今構築しているものもいくつかあるところなんです。今統廃合が良かったかどうかについては、非常に大きな時間的な経過を見ないと分からないことかもしれませんけれども、今保護者の皆様や地域の皆様が去年やった統廃合で、子どもたちがああいう形での集団になってまた新たな関わり活動をしていることについては、非常に肯定的に捉えているというふうには申し添えたいと思います。いろんな御意見がありますので、私がそれを全て網羅的にお伝えすることはできないんですが、私の受け止めはそういうことだということで、お伝えしておきたいなという意見です。です。今、白鳥委員がおっしゃったように、統廃合はしないというふうに三条市が決めるということ、ここではちょっと決められないのかなというふうに思っています。選択肢をいくつか出していく中で、最終的に、留意点のところになるんですが、非常にここが大事だと思っているんですけども、「具体的な統廃合については、保護者や地域住民の理解を得ながら進めていきます。」というところが一番重要だと思っているんですが、この統廃合という言葉、「具体的な適正規模化については」という言い方で地域住民の皆様と合意形成をしていくと大変フラットというか、良い形での適正規模化に向けた検討材料になっていくのかなという気がしています。ただ、それぞれの具体的な内容は示すことは非常に難しいかなと思います。

(雲尾委員長)

そのほかに何かよろしいでしょうか。

(木宮隆委員)

私も大体今の意見に賛成なんですけれども、ともすると統廃合というふうに言いがちになるんですが、それは実際三条市で小中一貫の場合も統合型の方が成功例、実績があるということも影響してるんだろうと思いますけれども、この前もお尋ねしたんですけれども、三中学区を中心とした、今三条小学校の話が出てますけれども、例えば連携型の小中一体のやり方があるんですけれども、それなら必ずしも学校を一つにする必要はないですから、その辺

のノウハウ的なことで例えば実績が上がってるような事例があるなら、それを聞かせていただきたいと思います。また、安全性に関していえば、先ほどの方がおっしゃったように、いずれ安全性を満たしてないわけですから、それはそれとしてここにあげるのは、統廃合というふうに出るから非常に神経質になられる方があるので、やっぱり手引にもあるように、適正規模を達成するための手法というふうな形で、さっき言われたような、いろいろな統廃合を含めて、いろんな方向があるということ、もう少し幅広い検討をしていかなければいけないのかなという気がします。

(雲尾委員長)

各中学校区の小中一貫教育の更なる推進、三条版コミュニティ・スクールの創設ということ、これを前提として、既存の中学校区を一つの単位として進めるということであれば、中学校区の再編であったりとか、調整区域、学校選択制ですね、小規模特認校という形態は、この趣旨からするととらないだろう、その結果中学校区内の中で適正規模化を図るには、統廃合に限定された検討になっているということになるわけです。ですので、石崎議員が最初に言われたとおり、なぜ言えないのかと言ったときの課題はこの5の部分にということになります。この点について石崎委員いかがでしょうか。

(石崎順一委員)

委員長の内容が把握できていないんですが、先ほどの木宮委員の話からよろしいでしょうか。連携のタイプとして三中学区がございます。三条小学校、裏館小学校、上林小学校の3つの小学校が近くにありました、これは小中一貫教育が始まる前から連携してやっておりました。そのなかで連携という形になったときに、大変スムーズに移行して、また小中一貫教育は道半ばではありますけれども、それぞれが努力なさって、子どもたちの成長がという面においては、幼稚園から小学校、小学校から中学校とみんな続いているわけでありまして。そこを分断するのは良くないということで、これもかなり前から協議されていることではあります。それを三条として明確に打ち出しながら、その連携度合いを強めていくのは大変結構なやり方だと思っておりました。ただその成果という形で考えますと、今までやってきた三中学区の中では、別に問題もなくやられているかと思うんですが、先ほどお話に出ましたように、統廃合したところの学校が今どうなんだろう、この視点がぜんぜん見えてこないものですから、ぜひその辺の説明は分かる方から御説明願えれば、もう少しはっきりしてくるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

(高橋誠一郎委員)

先ほどの繰り返しなんです、委員長にお聞きしたいんですけども、事務局からは適正規模に向けての検討については、統廃合の検討を開始する基準という形で出てきているんですけども、お話を伺っていると、ここにいらっしゃる委員の皆さんはすぐ統廃合となると、

この委員としての重い責任をなかなか抱えきれないという気持ちもおありかなと思います。統廃合というのは極論から考えると適正規模化が第1ステージで、統廃合という実質的な方法論については第2ステージになっているかなという気がするんです。その第2ステージをここで検討して基本方針の中にそのまま、その文言だけが入ってくるということについては、皆さんは少し違和感を覚えてらっしゃるのかなという気がします。ですので、繰り返しますが、適正規模化の方法論についてここで検討したい。適正規模化についてはこういう方法があって、こういうメリットもあるしデメリットがあるかもしれない、ということを検討したい。第2ステージのところでこういうものなんだというところを、少し中に入れていただく方向ができないのかなということは、委員長にお聞きしたいところです。

(雲尾委員長)

要するにこの5の4行の部分についてをどう認めるか認めないかということによって、後の話が進むことになるということですね。つまり中学校区での小中一貫教育の更なる推進及び「三条版コミュニティ・スクール（仮称）」の創設を図るという方針をテーマにすると、既存の中学校区を一つの単位とするということにつながっていく。そうすると、そのなかで適正規模に満たない小学校については、統廃合という方針をとらざるを得ないという説明が事務局からされたと思います。このことにつきまして、じゃあこの前提を外すのか外さないのかということにつきましては、何人かの委員からは中学校区での再編成もあるのではないのかという意見もありましたし、いや方針どおり中学校区を単位として三条市の教育を進めていくべきだという意見もございました。この部分につきまして御意見を更に伺いたいと思います。

(原田大助委員)

今日傍聴されている方に保護者の方もたくさんいらっしゃいますが、「三条版コミュニティ・スクール（仮称）」となっておりますけれども、これちょっと詳しく教えていただけると分かりやすくなるのではないかと思います。

(吉川教育センター長)

三条版コミュニティ・スクールでございますが、コミュニティ・スクールは今文部科学省が進めております学校運営協議会を各学校において、地域の子どもを地域で育てるという仕組みでございます。三条版と付いているのは、今小中一貫教育を進めている三条市で、中学校区を単位として進めているわけですが、そのコミュニティ・スクールは今まで各学校単位でのということになっておりましたけれども、それを中学校区で一つのコミュニティ・スクールとして、小中9年間の子どもの学びを地域が支える仕組みの学校運営協議会と考えております。

さらに、今各中学校区では小中一貫教育推進協議会を置いて小中一貫教育を進めておりま

すけれども、それを母体にして、無理のない方法を考えている。それが三条版コミュニティ・スクールということでございます。

(原田大助委員)

この中に出てくる「小中一貫教育の更なる推進」ということで、先ほどもいろいろな議論がありましたけれども、保護者としてはその中学校区の推進協議会に出るときもあるので分かるんですけども、小中一貫教育になってから、連携とかいろいろあると思うんですが、先ほどと重複して申し訳ないんですが、成果をもっと分かりやすく、今これから成果を調べていく道半ばだとは思いますが、少しでも小出しに、こういうところがうまくいっているとか、こういうところが悩んでいるところだということが分かると、保護者や地域の方で、そういう困ったことがあるのであれば地域で協力してやろうとか、そういうところが見えてくると思うんですが、なかなかその辺がどこからも発せられていないという状況になっているので、少しでも、1年やって、一体校になって1年経ったらこういう成果になっています、こういう問題が起きています、2年目になったら前回の問題は解決しましたとか、そうやって一つ一つ成果を示していただければ地域で対応できることは地域で対応していこうということができると思います。なので、先ほど長谷川教育長もおっしゃっていましたが、今こうやってがんばっているところですがということは分かりますが、もう少し具体的に示すことができるのであれば、と私は思います。

(竹内行一委員)

私は思うところ、この事務局から出された最初の文面の中で、「既存の中学校区を一つの単位として」ということについては、私自身は良い方向性だと思っています。今現在の小中一貫教育を進める中で、今の中学校区を第一に考えていこうということはいいことだと思います。その中でやるべきことは何かということ、複数考えていくことが必要なんじゃないかと。統廃合ありきではなくて、ほかにも何かやるべきことはないか、ということをごひ考えていただきたいと思うのが一点です。

第2点として、前回から繰り返し申し上げていますが、実際統廃合ということになると、私も経験がありますが、本当に地域・保護者の意見を十分に吸い上げながらゆっくり丁寧に進めていかないと、とてもじゃないけど理解が得られないことがたくさんあると思います。この検討委員会で①の安全性の確保について、もし入れた場合に、この検討委員会で、ある特定の小学校の統廃合について可とするというふうに捉えられては困ると思うんです。ここはやはり統廃合の文字が必要であれば、教育委員会として地域の保護者や地域の方々と十分意見交換をし、理解を得ながら進めていくということが大切だろうと思いますので、これを文案の中に取り入れるというのは、私はどうしても理解できないと思います。

(小林修委員)

私も今の意見に賛成です。先ほど高橋委員が言っておられましたが、学校の安全性の問題は今各自言われましたように、その統廃合対象の学区の皆様と保護者に誠意を持って説明していただく中で解決していただくことだと思っていますので、ここでの適正規模検討委員会からの文面からは外していただきたいと強く思います。

(大原貞雄委員)

私も先ほどの竹内委員の意見に賛成です。この委員会については、適正規模と適正配置について検討する会だと思っておりますので、そこに校舎の安全性が入ってくるというのはどうしても理解ができません。これについても検討が必要であれば、教育委員会が責任を持って違う会を立ち上げて、検討していけばいいのではないかと思います。

そもそも適正規模というのはあるのかなと思っております。私は全校児童8人から800人までの学校に勤めたことがあるんですが、どの学校にも良さがあり、どの学校にも良くない部分があります。いろいろ総合するとやはり12学級程度が良さ悪さの折衷案になってくるのかなと思うんですが、ただ地域とか保護者の関係で6学級で全然問題ない学校もありますし、12学級でもかなり問題のある学校もあります。それらについては統廃合の検討をするに当たっては保護者や地域からの要望を十分に受け止めた中で検討する必要があると思います。私は以前60人規模の6学級の学校に勤めましたが、保護者から何でもこんなに良い学校をなくすんですかと泣かれました、私は教頭という立場だったんですが何も答えられなかったんですが、保護者はこんなに強い思いを持っているんだなと思って聞いておりましたけれども、やはり校舎の安全性についてその学校を特定するような文言については、また文言というよりも、この検討委員会についての内容にそぐわないのではないかと思いますので、ぜひ削除していただきたいと思います。

もう1点、④の「その他教育委員会が必要と認めた場合」というのが今回新たに入ったんですけれども、もう一度説明をお願いします。

(雲尾委員長)

4行の変更の件を検討したいところではありますが、①～④についての御意見が強いようですので、こちらの方も進めたいところではありますが、とりあえず④について再度説明をお願いします。

(笹川教育総務課長)

④を入れた理由ですが、先ほど説明のときにもお話をさせていただきましたけれど、例えば今後電子教科書等の導入が考えられるわけですが、その場合学校のICT環境整備を加速しなければならない事態が想定されます。そのときに、集中的な財政投資を行いながら学習環境の整備を行った方がより有効な場合を想定させていただいているところです。

(石崎順一委員)

今の説明について、財政投資が大幅に必要な場面があると。それはその時やればいいのではないかと思われる内容だと思いき聞かせていただきました。ということが入ってくるから適正規模の検討が、わけが分からなくなってくるのではないのでしょうか。

(飯田満委員)

今ほどの「その他教育委員会が必要と認めた場合」が新たに入ってきたわけでありますが、結局統廃合の検討を開始する基準となるものでこれが入ってきたんだと、私はそう感じました。それで、元々私たちは学校の適正規模を検討しているはずでありますし、ここまでの文言も適正な規模に向けてという形で話が進んできているんですが、最後のここが「統廃合の検討を開始します」、というのはやはりおかしいと思います。ですから、ここまでのいろんな委員の方がおっしゃっていたとおり、安全性については必要ないと、「統廃合の検討を開始します」という文言は変更し、「その他教育委員会が必要と認めた場合」というのは、統廃合を検討する場合に入れれば良いのであって、入れる必要はないと思います。

また、留意点「具体的な統廃合については」というのも同じです。統廃合の関係で検討するときに入れれば良いものであって、この適正規模の検討に向けてのところでは削除の必要があると思います。

(高橋絵美委員)

前回の検討会でも、前回の資料になりますが、適正規模に向けての検討に4番は私はいらなと思うんですが、この趣旨のところにもいかにも、統廃合にここで話し合われて確認や速やかに検討する必要があるという文句があるのは、統廃合をいかにも進めているような感じがして、私はちょっと今回も安全性といいますか、統廃合についての文言を削除していただきたいなと思います。

(熊倉直信委員)

皆さんいろいろと意見を言われておりますので、意思確認だけをしたいと思っておりますので、校舎の安全性については削除する方向で、賛成です。それから、4番の方についても統廃合問題が本当に、今、議論されていますが、ここでは削除いただいた方がいいと思いますので、その方向で賛成です。

(吉田久一郎委員)

誤解を招くかもしれませんが、この留意点のところ具体的に統廃合については、地域住民の理解を得ながら進めていくと書いてありますが、それにしてもこの会は自治会が非常に少ないと痛感しております。というのは、中地区では私1人ですし、あとはメンバーを見ると校長先生が多くて、保護者あるいは地域住民の方が本当に少ないというのもこの趣旨から少し外れているんじゃないかと思えます。もしこの点を重点的に留意するならば、自治会の方をもう少し三条は大きい市でございまして、もう少しその点を考えていただきたいと思

っています。

(小林斉子委員)

統廃合の検討を開始する基準の、校舎の安全性の確保については、前回は申し上げましたように、学校を経営する校長先生は日々このことに配慮していらっしゃる第一義的なことだと思います。ということは、学校の統廃合に関わらず、今言ったようなことの中でお考えのものであります。ということで、それは統廃合に関わらず、基準に関わらず思っているからいいことだからいいと皆さんがおっしゃっているのか、それともこれは特別なものをさしているからいいと申されているのか。

(小林修委員)

両方です。

(小林斉子委員)

両方ですか。特別な学校を指しているからいいとおっしゃる。両方だとおっしゃるなら入れてもいいじゃないですか、ということだと私は思うんです。これを入れてないで、次のステップにも進めない、これをステップと言えるかどうかは別として。ということで、適正規模に向けての検討の中に、これを入れてないで、じゃあ危険な校舎と言われる、安心安全な校舎を提供できないで、適正規模に向けての検討はおろか、日々学校経営者として校長先生が懸念されているようなことが常時あるということに対して、皆さんがどういうふうにおっしゃっているのか、ということだと思います。ということは一緒になってると思うんです。皆さんがいないとおっしゃっている意味が分かりません。

(原田大助委員)

先ほどの、教育長に出させていただいた申し入れの中にも書かせていただきましたが、統廃合の件は次元が違うと思うんですよ。耐震化といいますと。私も三条小学校区の皆様たちと保護者と、教育委員会の方にも耐震化の早期着工とかの陳情書も出しているんですが、なかなかいつやるのか、何も決まらないまま、答えももらえないままずっとやってきて、これは統廃合の問題でもある校舎よりも、行政の問題だと思うんですよ。ずっと何年も文書を出して答えをもらえない、これ、皆さんに出したときじゃあ行政は何やってるのという話になると思うので、また別な次元かと思います。

(飯田満委員)

安全性は常に考えていますが、これは学校の適正規模とは関係ない。当校も教室棟はまだ耐震工事は済んでおりません。早くしてくださいという意向ではありますが、ここは適正規模を検討する場でもありますので、その適正規模を検討していく中で、統合が一番最良の方法ではないかとか、方法として検討する必要があるということになれば、安全性も考えていろいろやっていかなければいけないけれど、今この段階で、適正規模を検討する基本方針の中

に、統廃合の検討を開始しますということで一方向が形成されている、そのなかに①校舎の安全性の確保という形に記述されるのはおかしい。ですから、削除という方向でお願いしたい。

(竹内行一委員)

私も飯田委員と同じ考えです。

(山井修委員)

私も安全性の確保は基準に入れるのは好ましくないと思います。ただ、やはり校舎の安全性というものは必要かと思しますので、基準に入れなくて、上の4行に溶け込ますという方法はどうかと思っております。例えば、「適正規模に満たない小学校について、以下の基準により校舎の安全性も加味しながら統廃合の検討を開始します。」というふうにしたらどうでしょうか。

(石崎順一委員)

原田委員と同じですが、三条小学校として耐震化に関しては数値でいろいろ表していただきましたとおり、大変頑丈な校舎であるがために、一番最後であるという説明を、当初受けていました。当然だと思います。危ないところから順番にやる、なおかつ三条小学校の校舎の場合は大変強度が強すぎて、ほとんど耐震化工事はいらんんじゃないかと思われるくらいの校舎でございます。ただ、いろんな老朽化の中で負荷が生じているものですから、なんとかその修理だけ、少しでもできないかというところを具体的にお願いした中で、平成25、26年度と2度にわたりまして耐震化工事早期着工のお願いとして陳情書を出しました。そのときの説明は、池浦部長の方から説明がございました。構造上の問題から、補強工事が難しい、大変予算がかかるという問題があり、耐震化できないんだというところで、ではどうされるんですかというふうに問いましたところ、平成25年度の11月頃に大体の方向性が決まる予定ですよという、大平課長から説明をいただきました。ところが11月になってももちろん返事はございません。どうなっているんだろうということで、改めて平成26年度、同じ陳情書を出させていただきました。それからまた1年、もちろん予定も何もない、今回、また違う言い方で耐震化の問題に触れられたので、方向性を示さないまま、後でやるよみたいな雰囲気でお話をされたものですから、われわれとしては保護者の方・地域の方にも大丈夫ですよと、この校舎は頑丈ですから今考えてもらってますと説明をさせていただいておりました。先週15日、この会議があるので皆さん集まってくださいと説明をさせていただきました。そして、今回のこの資料を見ていただきました。骨子案を見ていただいたんですが、見られた方はこれどういうことなんだという質問がございました。当然おこる疑問を説明させていただきました。私たちは地域の方の意見を上げていきますので、どうぞいろいろお聞きくださいと聞いて聞いて参りましたが、今日いろいろ出ましたので、改めて申しあげません

けれども、地域の方は非常に関心を持って聞いておられます。安全性の問題は日々、早く実現してもらいたい地域の願いであり、そこを管理する校長先生の願いだと思うんですけども、それをもちろん財政上の問題もあるかと思うんですが。

(熊倉直信委員)

今ほどの意見と重複しますが、本当にこれだけ多くの小学校・中学校で改築がなされていなかったということは、行政の問題だと思うんですね。ここで将来的に規模をどうするかというものと違って、今日々子どもたちが生活しているわけですから、早急に取り組みなければならない問題ですので、将来的にどうしようということではないはずなんですよ。ですから、そこに力を入れて議論することよりも、すぐ取り組んでいただくのが大切なので、これは社会的な問題ですので、やっぱり速やかにやっていただく方向を検討していただくことで、ここで検討していただくものとしては削除するものと思っております。

(雲尾委員長)

非常にたくさんのお意見をいただいているところではございますけれども、終了予定時刻を過ぎております。この後御予定がある方も多々いらっしゃると思いますので、継続審議ということで、こちらにつきましては継続とさせていただきたいと思っております。次回日程についてはいかがでしょうか。

(笹川教育総務課長)

次回検討会につきましては8月4日(火)9時30分から開催させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

(石崎順一委員)

開催時間を9時30分からおっしゃいました。例えば地域の方の意見を聞くと申し上げました。というのは、こういう会議にぜひ傍聴に来たいという方がたくさんおられました。9時30分という時間はこういう平日の働いている時間の中で大変来づらい時間なので、夜にできないかという御意見がございました。設置要綱の中で説明があったように、多くの方々から関心を寄せていただきたいという意向もあったかと思っておりますので、時間の変更は考えられませんでしょうか。

(笹川教育総務課長)

こちらの日程につきましては、委員長の御都合もございまして、なんとかその日ということで空けていただいた時間でございますので、この時間をお願いしたいと思います。

(原田大助委員)

8月4日とおっしゃいましたでしょうか。

(笹川教育総務課長)

そうですね。

(原田大助委員)

あまりにも次回が早すぎて、スケジュールを見ると8月末に星マークがあると思うんですが、ちょっと時間を置かせていただかないと、頭を休める時間もないなと私は思うんですが、8月末にはならないでしょうか。

(久住教育部長)

5番の適正規模に向けての検討につきましては、様々な、統廃合の基準についての御意見もございました。その点を踏まえて、子どもは継続審議という形でぜひ既存の中学校を一つの単位として、これはすごく要のところだと思っておりまして、教育委員会としては最善の選択は今の中学校の一つの単位は変えずに、その中で適正規模に向けていきたいと思っておりますが、その中で学区再編成もありではないかという御意見もいただきました。そのことについて、ぜひもっと御議論いただいて、学区編成となると本当に全市にまたがる問題です。ぜひこの問題について冷めない間に議論していただければと思います。

(高橋絵美議員)

そこまで話が及ぶと、この場だけですとか、保護者も限られている中で議論は難しいと思います。もっと広く人を集めてですとか。

(原田大助委員)

任期が3月までなのでもう少し伸ばしても良いのではないのでしょうか。ここの末だけで結論を持たせるというのが、タイトなスケジュールはおかしいと私も最初の会議で言っていると思うんですが。

(長谷川教育長)

先ほど私の方から、小中一貫教育という話もありまして、お話をさせていただいた中で、皆様からぜひ参考にしてもらえないかというところが、教育制度等検討委員会の答申内容でございました。その中には今まさに三条市が進める小中一貫教育をしっかりと進めていく、この答申があつて、今3年目に入りますけれども、市内全中学校区で完全実施をしている状況になっています。また、全国にこういった成果・効果等を含めたり、評価等を含めたり、皆様からお集まりいただいて、ご意見をいただきたいという会も三条市は計画しております。従つて、中学校区を越えた学区編成、あるいは小中一貫教育に影響を及ぼすような学区編成は基本的にできない、やれないということをご理解いただきたいと、教育委員会としては申し上げたいということですから、この中で御議論いただきたいのは、あくまでも三条市の子どもたちにとって、これから将来を見据えたときにどういった規模の学区がいいのか、この範疇の中で御検討いただきたいということですので、今部長も申し上げましたように、三条市全体の学区編成をこれから改めて考えましょうということをご議論していただくことは考えておりませんので、ぜひご理解いただいて8月4日9時30分からということで、私どもいろ

いろ御検討させていただいた中で確保させていただいた日でございますので、ご理解いただきたいと思います。

(石崎順一委員)

当初スケジュールの時にもいろんな方から話が出たと思います。このスケジュールで本当に良いんですか、お話ができますかと念を押しました。小林斉子委員から、「2回の委員会で皆が集中して議論すれば、今回のこの件は大丈夫だ」という意見がありました。ところが今現在どうでしょうか。とてもじゃないけど適正規模、適正配置の検討がまったくなされていないと思います。その状況の中で8月4日という、また今までにないスケジュールをお出しになりました。なぜそういうふうにお急ぎになるのか、今長谷川教育長が言われました、10月の小中一貫教育サミットに向けてのなんでしょうか、どうしても決めておきたいという意向もあるかもしれません。そうではないんじゃないですか。何のための話し合いでしょうか。もう一度御説明ください。

(久住教育部長)

本来時間があるならば、このまま続けてもいい議論だと思っておりますが、ただ時間もあるので、そうであれば、新しい資料は配らずに、まだまだこの中で御議論いただくということで4日で良いのではないかとということで提案させていただきました。

(石崎順一委員)

であるのであれば、今日出た意見、前回も出ておりますが、削除という方向を皆さん申し上げております。そこを削除した形で次回の資料をお出しください。これを約束していただけないでしょうか。

(小林斉子委員)

最終確認させてください。今石崎委員から削除という言葉が出ましたが、委員長はこの部分について削除という決定、皆さんの意思確認はなさっておりませんよね。

(雲尾委員長)

多数の方が削除とはおっしゃっていますが。

(小林斉子委員)

おっしゃっていますが、ここの委員会の最終結論は出されておられませんよね。

(雲尾委員長)

継続審議という形にしております。

(小林斉子委員)

そういうことだと思います。それと、先ほど私が2回で云々とおっしゃいましたが、そういった記憶はまったくございませんし、会議録をもう一度お読み下さい。

(石崎順一委員)

失礼いたしました。

(雲尾委員長)

今日おそらく決定はしないだろうということもありまして、もう1回を入れているだけです。次回で最終回というわけでもございません。4回の予定だったので、次回4回目で終わりというわけでもなく、付け加えた回だと思っていただきたいです。

(小林修委員)

冒頭から話の中で、私も小林斉子委員から1～4番についても話もまだ出尽くしていないのに委員長の方から5番にいきましょうと言われたんですが、ぜひ次回は小規模校のという話の中で、皆意見を言うけれども拾われぬまま1～4についてはという形で言われたので、1～4につきましても次回以降話をさせていただければと思います。

もう1点、先ほど私、例でもって教科書採択という話をしました。こういう委員会になると、教育委員、皆さん傍聴をされていて、それで肌感覚を受けて教育委員会が開かれて教科書をやっていると思うんですが、今教育長がいらっしゃってうれしいですが、今、最後の言葉の中で教育長から「三条の子どもたちにとって」初めてここで数字ばかり示す教育委員会ではなくて、子どもという目の前の子どもが出てくる話ができる場になるようにしてほしいし、教育委員の皆さんがこの感じを受け取らないで、自分たちで決められるというのは、なかなかここでの話は煮詰まらないと思うので、何とかそのところ、教育委員の皆様にも御案内差し上げて、ぜひ来てもらうようにしてもらえるとありがたいです。

(雲尾委員長)

では2週間しかございませんので、新しい完全な資料ができるとは思えませんが、今日の議論の中で出ました意見を踏まえて、新たな資料ができましたらそれを追加で付け加えるということで、次回審議をお願いしたいと思います。

(久住教育部長)

なるべくお出しできるようにはしたいと思いますが、なかなか1週間前に送ることはできないかもしれませんが、御了承いただきたいと思います。継続審議をお願いします。

本日は長時間にわたりまして、ありがとうございました。

(4) 次回検討委員会の日程について

笹川教育総務課長から提案があり、委員長が諮り次のとおり決定する。

〔日時〕平成27年8月4日(火)午前9時30分

8 閉会宣言 午前11時44分